

# 化学物質管理に関する各法律 に係る状況等について

平成28年2月  
経済産業省  
化学物質管理課

# 経済産業省の化学物質管理関係法律

## ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

新規化学物質に対する事前審査制度、上市後の化学物質の継続的なリスク評価を実施

## ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)

事業所の化学物質排出量を公表するPRTR制度、GHSに準拠した安全性データシートを提供するSDS制度を実施

## ○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化兵法)

化学兵器の原料となる化学物質の製造・使用等を規制

## ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン法)

オゾン層を破壊する化学物質の製造・輸入を規制

## ○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)

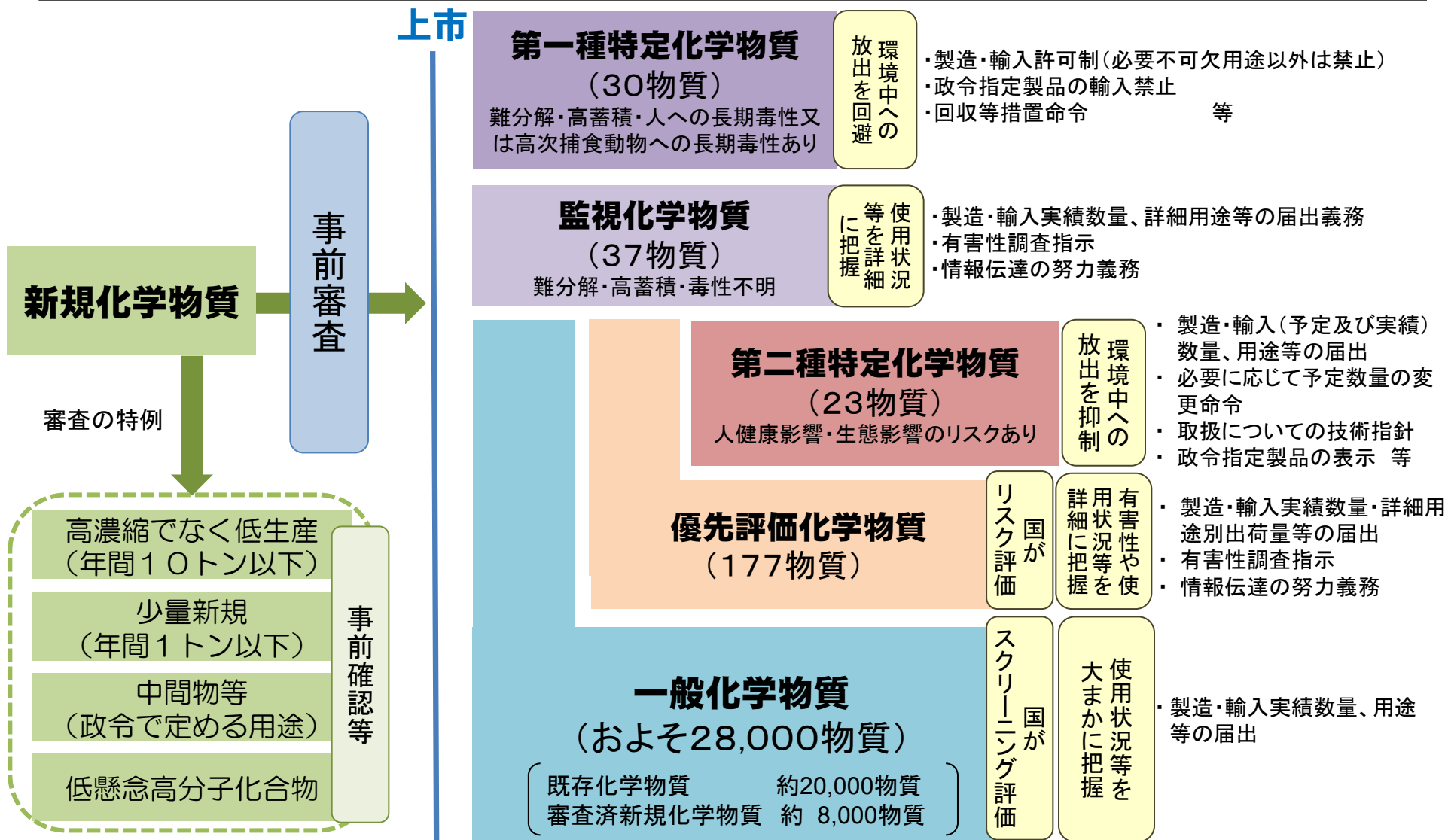
フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を実施

## ○水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法) (一部を除き水俣条約発効時に施行予定)

水銀及びその化合物を使用した製品の製造等を規制

# 化審法の体系

○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。



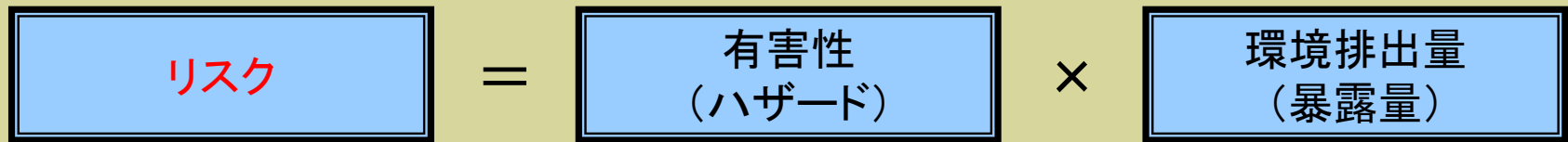
既存化学物質：化審法制定時に既に製造輸入が行われていた化学物質

※物質数は平成27年10月時点のもの

# 化審法関係の動きについて

## ハザードベースに加えてリスクベースの評価管理へ

○平成21年改正により、化学物質の「有害性(ハザード)」のみに着目した規制体系から、人及び動植物へどれだけ影響を与える可能性があるかの「環境排出量(暴露量)」を加味した、「リスク」ベースの評価体系になった。



有害性: 化学物質が、人や環境中の動植物に対し、どのような望ましくない影響を及ぼす可能性があるか  
暴露量: 人や動植物が、どのくらいの量(濃度)の化学物質にさらされているか

### <リスクベースの評価管理の一般的なメリット>

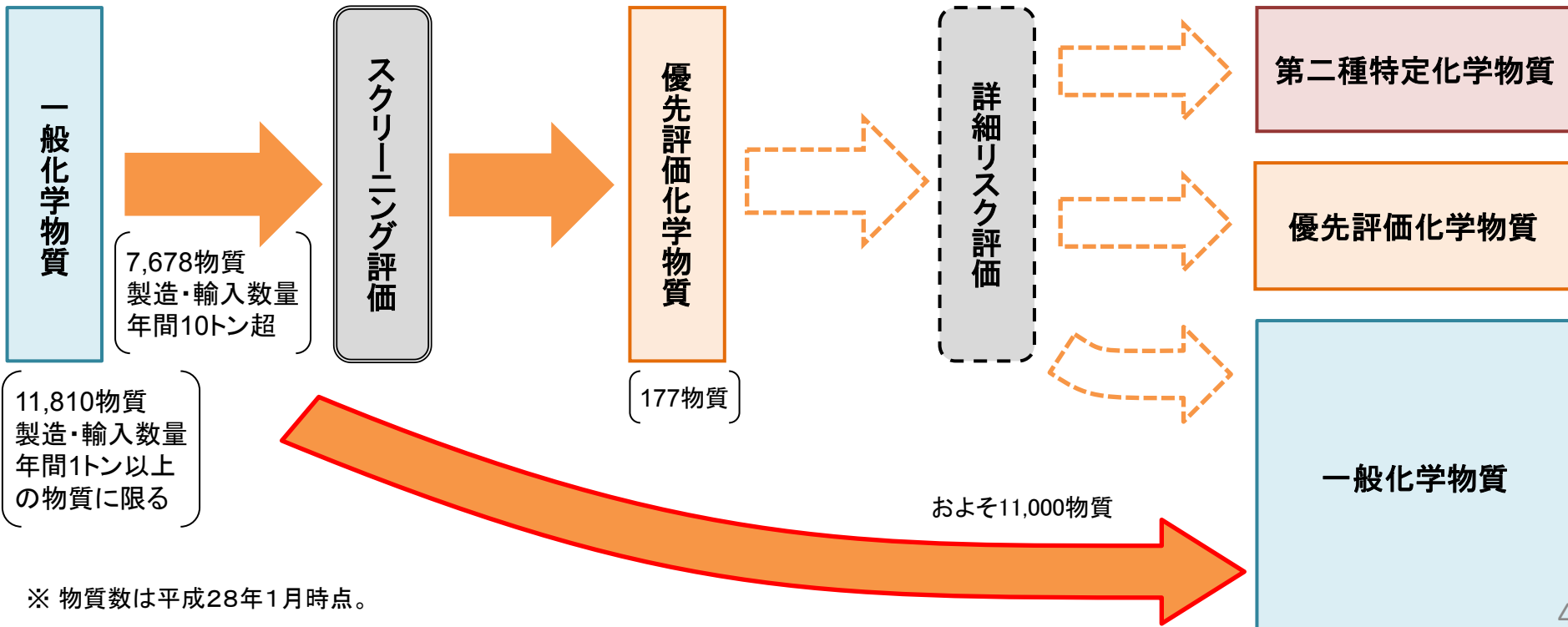
- 有害性情報が不足している化学物質について、一定以上の暴露が想定される場合にはリスクが十分に低いと判断できないとして、詳細な評価対象とすることが可能となる。
- 有害性が低い化学物質についても、暴露量が多くなることにより人健康影響・生態影響が懸念される場合に、管理対象とすることが可能となる。
- 取り扱いや使用方法など、暴露量を制御・管理して、リスクをなくすことにより、種々の化学物質の利用が可能となる。

# スクリーニング評価の状況

- 平成23年以降、一般化学物質のスクリーニング評価を実施。現時点で177物質を優先評価物質に指定。
- 平成27年2月、推計排出量が多い一般化学物質約840物質について、有害性情報の提供を製造・輸入事業者に対して依頼。今後、有害性情報が得られなかった物質について、デフォルト(※)の有害性クラス適用等の対応を具体的に検討。

(※)デフォルト:有害性情報がない場合、法第10条第1項に基づく有害性情報の求めで得られうる最も厳しい有害性クラス(人健康影響の有害性クラスを「2」、生態影響の有害性クラスとして「1」)を付与する運用ルールのこと。

## 一般化学物質のリスク評価の状況



※ 物質数は平成28年1月時点。

# 新規化学物質の審査制度の合理化

○ 新規化学物質の審査制度の合理化をできるところから積極的に推進。

## 具体的な取組

- ① 微量の副生新規化学物質についての取扱いの合理化
- ② QSARを活用した生物蓄積性判定の導入
- ③ 公示済みの新規化学物質の変化物としての既存化学物質の判定結果を公表
- ④ 公示済みの新規化学物質の蓄積性試験結果の公表
- ⑤ イオン性化合物の蓄積性評価に関する新たなルールを公表
- ⑥ 新たな濃縮度試験の化審法での利用方針を公表
- ⑦ 少量中間物等確認制度の創設

# 第一種特定化学物質の新たな指定

○ 塩素数が2以上のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル(ペンタクロロフェノール類)については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)に基づき国際的に製造・使用を原則禁止(廃絶)とすることが決定したため、化審法施行令(政令)を改正し、これらの物質を化審法の第一種特定化学物質に指定する予定。

(「ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のもの)」は、既に化審法の第一種特定化学物質に指定済みであるため、塩素数が2のポリ塩化ナフタレンを第一種特定化学物質に指定予定。)

## ○今後の予定

・平成28年2月 改正化審法施行令の公布。

・平成28年4月 改正化審法施行令の施行(第1条)。

塩素数2のポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール類の製造・輸入・使用禁止

・平成28年10月 改正化審法施行令の施行(第7条)。

塩素数2のポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール類を使用した以下の製品の輸入禁止

### <ポリ塩化ナフタレン>

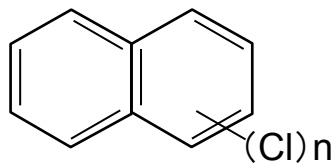
①潤滑油、切削油、②木材用の防腐材、防虫剤、かび防止剤、③塗料(防腐用、防虫用、かび防止用のもの)

### <ペンタクロロフェノール類>

①木材用の防腐剤、防虫剤、かび防止剤、②防腐木材、防虫木材、かび防止木材、

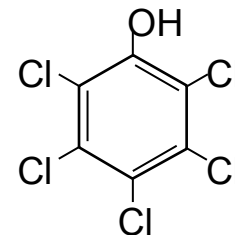
③防腐合板、防虫合板、かび防止合板、④にかわ

### (ポリ塩化ナフタレン)



※nは2以上

### (ペンタクロロフェノール)



# 化審法に係る今後の取組

## ○化審法施行状況検討会の設置

平成21年に改正した化審法(平成23年4月1日付施行)は、平成28年4月で施行から5年が経過することを踏まえ、平成27年8月に「化審法施行状況検討会」を設置。化審法施行状況検討会では、改正化審法附則第6条の規定に基づく施行状況の点検のため、関係審議会による審議に先立ち、施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を行っている。

第1回 平成27年8月31日	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 「化審法施行状況検討会」について</li><li>➤ 化審法の施行状況及び今後のスケジュールについて</li></ul>
第2回 平成27年10月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ WSSD目標の達成に向けた既存化学物質のリスク評価の進捗状況</li></ul>
第3回 平成27年12月4日	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 新規化学物質の審査・確認制度について</li></ul>
第4回 平成27年12月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 化審法における適切な化学物質管理と関連する取組について</li></ul>
第5回 平成28年2月8日	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 報告書案の概要(予定)</li></ul>



# 化管法の体系

## 目的

PRTR制度及びSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。

## 指針（指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針）

事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

- (1) 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善、その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項
- (2) 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用、その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項
- (3) 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項
- (4) 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

## PRTR制度

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。



### <対象化学物質>

第一種指定化学物質(462物質)が対象。

### <対象事業者>

- 対象業種: 政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数: 常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等: 第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上(特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上)ある事業所を有する事業者等

## SDS制度

- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。



### <対象化学物質>

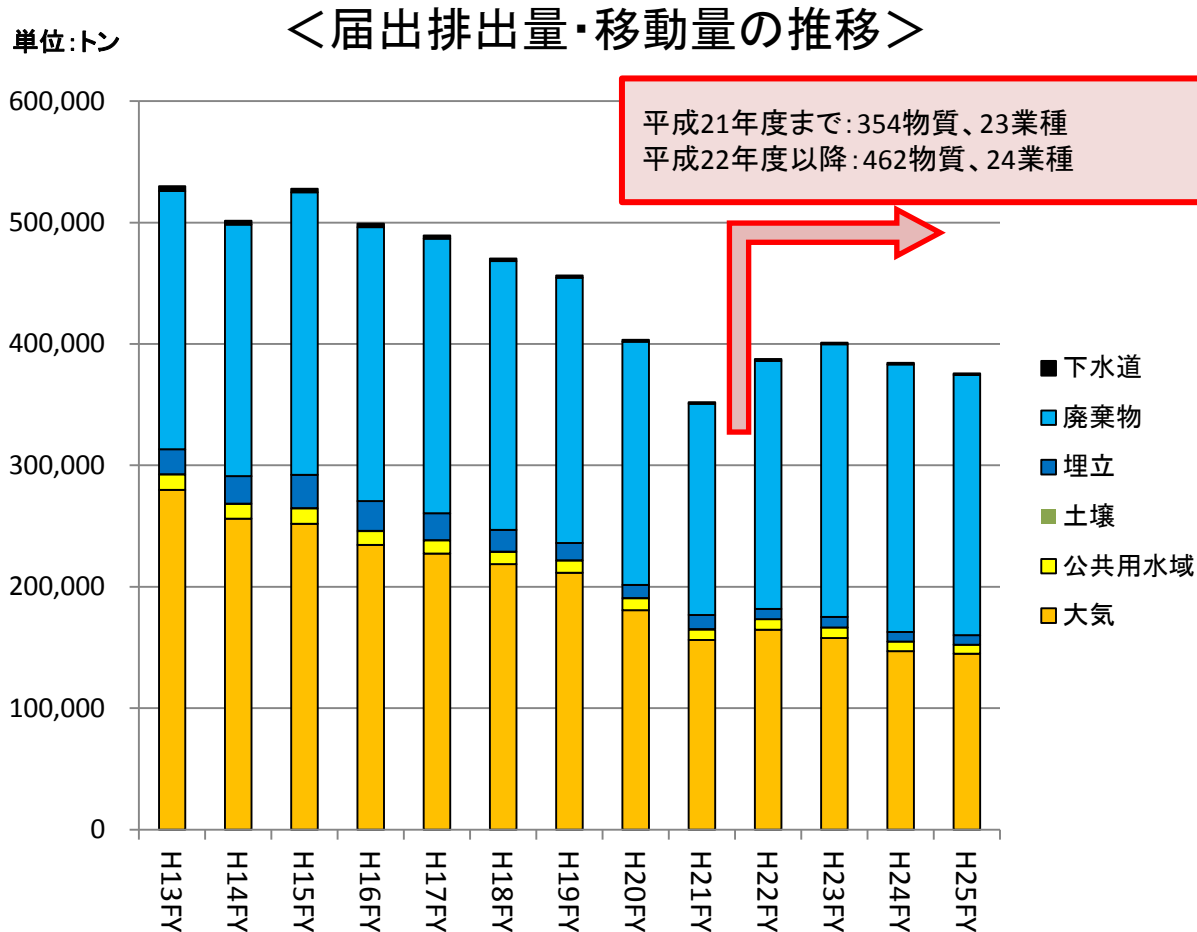
第一種指定化学物質(462物質)及び第二種指定化学物質(100物質)が対象。

### <対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、対象物質及び対象物質を1質量%以上(特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上)含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者が対象。

# 化管法 平成25年度PRTR届出排出量の概要

- 平成25年度に届出対象事業所(約3万6千)から届出された排出量・移動量は、376千トンで、排出量は前年度に比べて1.5%減少し、移動量は前年度に比べて2.9%減少した。
- レスポンスブルケア活動をはじめ自主管理活動の進展等により、有害化学物質の排出量は毎年着実に減少しているが、移動量については大きな変動はない。



# 化管法 GHS導入に関する取り組み

## 【化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)】

2003年に国連が制定した危険有害性を有する全ての化学品について「物理化学的危険性」、「健康有害性」、「環境有害性」を、統一基準で分類し、共通様式のラベルや安全データシート(SDS)により伝達する仕組み。

- 化管法が定める有害性情報等の伝達方法を、GHSに整合。表示内容に関する基準は、労働安全衛生法(厚生労働省所管)と一本化。
- 平成24年純物質への施行に続き、平成27年4月1日より混合物についても施行。
- 事業者及び政府がGHS分類をより正確かつ効率的に実施するため、国連GHS文書に基づくJISに従い、「事業者向けGHS分類ガイダンス」及び「政府向けGHS分類ガイダンス」を整備。
- 事業者が混合物のGHS分類を実施するための支援ソフトとして、混合物のGHS分類判定、ラベル情報の出力等が可能なGHS混合物分類判定システムを開発。同システムには、政府によるGHS分類結果(約2800物質)を搭載。
- 事業者に対するGHSの理解、定着を図ることを目的とした、全国キャラバンを実施。

# 化学兵器禁止法に係る状況

- 1997年に発効した「化学兵器禁止条約」の柱の一つである、化学兵器不拡散のための産業検証制度及びその国内実施法の「化学兵器禁止法」を執行。条約と法律の規定に基づき、化学物質を製造する事業所※の情報を国際機関(OPCW)に申告し、事業所が化学兵器に関わっていないことの検証を受けるため、同機関の検査を受入れ。関連物質の輸出入についても、審査・申告を実施。

※我が国は全世界の約1割の数(約450)の事業所を申告。中・米・印に次ぐ数である。

- 上記検査は、国際機関への申告情報が適正であることを検証するため、外国人検査官が実際に事業所を訪問して行われる。経済産業省本省・局、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)が検査に立ち会い、その円滑な遂行に協力している。

## OPCWに対する我が国の貢献

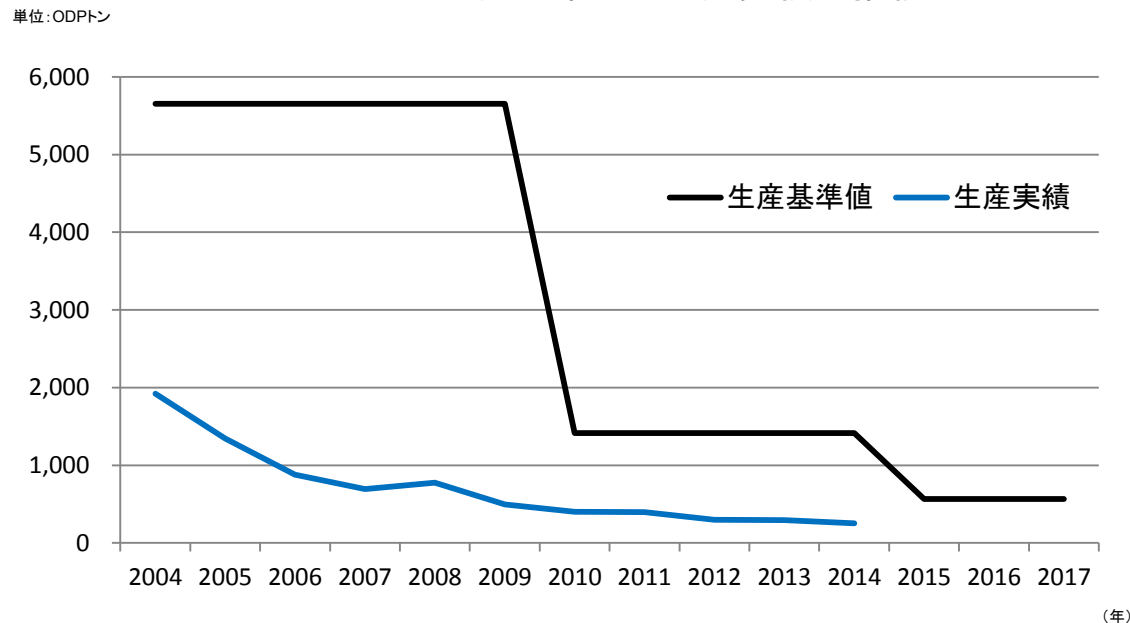
- 世界第2位の拠出金(約710万ユーロ(2015年))を提供。  
(事務局に日本人5名が勤務)
- 当省として、化学物質のデータベース構築等の協力を実施。
- 特に化学物質管理制度の整備を進めるアジア諸国に対して、産業界と連携し、人材育成支援も視野に入れた、我が国の保安・管理制度等のノウハウの提供を実施。



# オゾン層保護法に係る状況

- クロロフルオロカーボン(CFC)やハイドロフルオロカーボン(HCFC)等のオゾン層破壊物質の段階的削減を実施するための国際的な枠組みであるモントリオール議定書を受け、国内担保法である「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」に基づき、これらオゾン層破壊物質の製造・輸入に係る規制を実施。
- HCFC以外のオゾン層破壊物質については、平成17年(2005年)までに生産及び消費ともに全廃。HCFCについても平成32年(2020年)に全廃の予定。

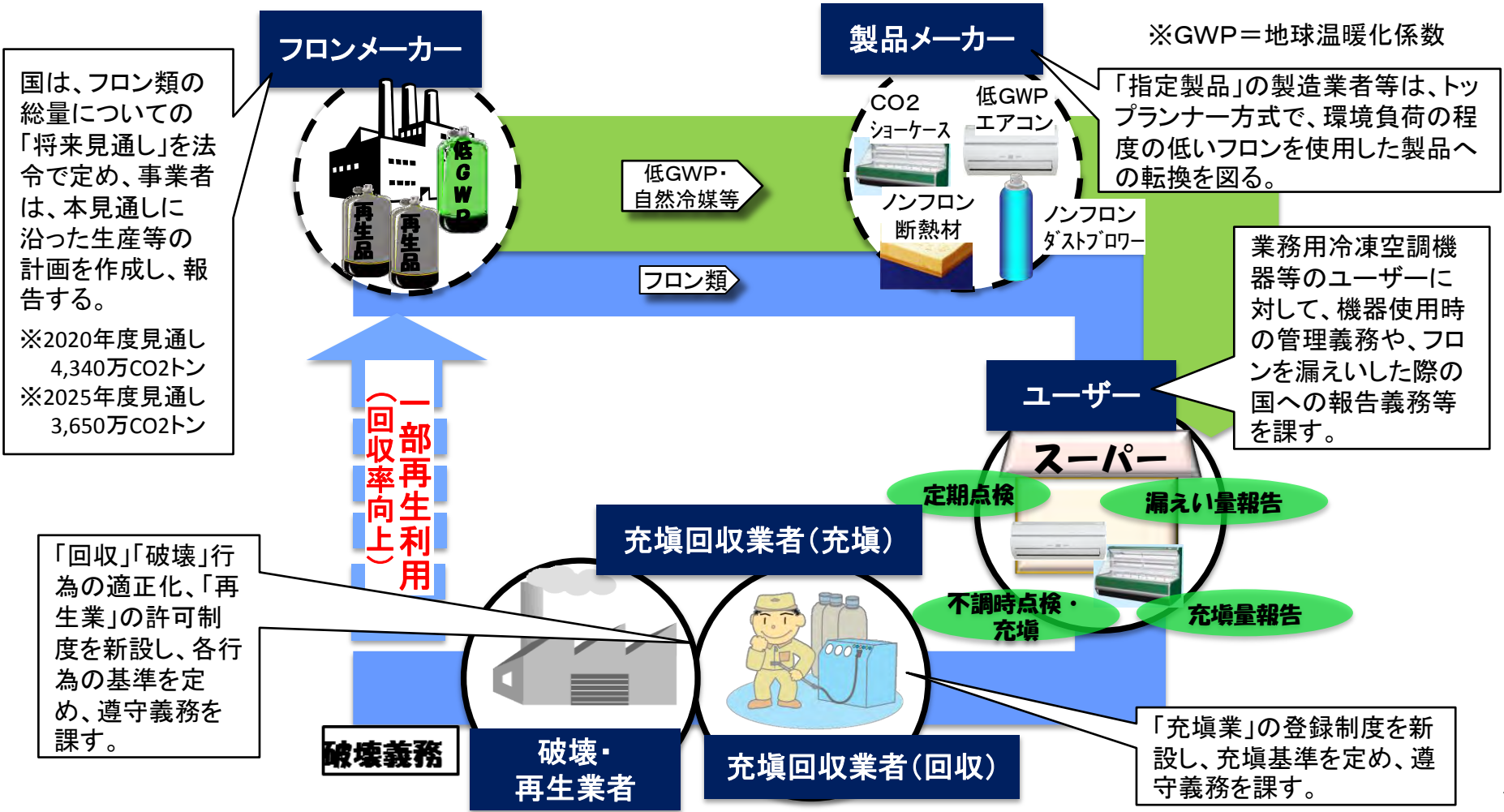
HCFCの生産基準及び生産実績の推移



出展: 経済産業省

# フロン排出抑制法に係る状況

- フロン回収・破壊法を改正し、平成27年4月から施行(改正後の略称は「フロン排出抑制法」)。
- フロンのライフサイクルに携わる全ての主体に、排出抑制のための努力を義務化。
- 国は将来のフロン類の使用見通しを公表し、事業者等は総量削減を前提とした計画等を作成。





# (参考) 製造業者等によるフロン類使用合理化計画の概要

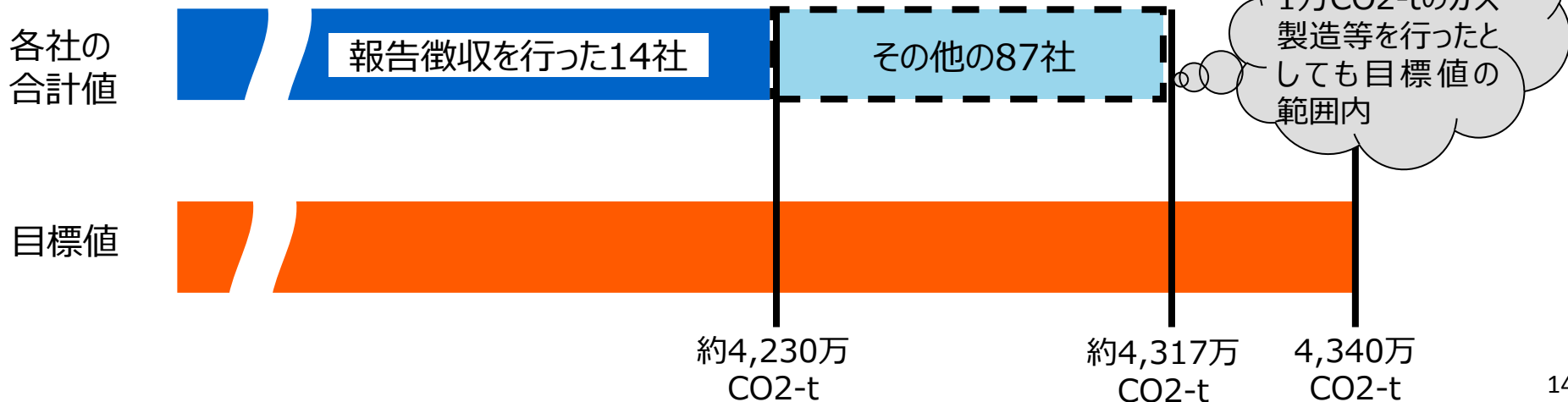
○2020年度の製造業者等の合理化計画に基づく目標値の合計値は、大規模事業者14社（実績1万CO<sub>2</sub>-t以上）からの報告等により約**4,230万CO<sub>2</sub>-t**となっており、国の使用見通し（4,340万CO<sub>2</sub>-t）の範囲内となっている。また技術向上等に係る計画概要は以下の通り。

○「代替物質の製造に必要な設備の整備及び技術の向上に係る取組」

- ・代替物質開発に係る項目（反応触媒や精製技術等）
- ・代替物質利用に係る項目（知財面課題、安全対策等）

○「回収並びに再生及び破壊に係る取組」

- ・自ら再生に取り組み回収・再生を推進
- ・回収・破壊業者との連携を推進



## (参考) 指定製品の目標等の設定状況

- 指定製品の製造・輸入業者に対して、温室効果低減のための目標値を定め、製造・輸入業者ごとに出荷する製品区分ごとに加重平均で目標達成を求める制度を導入。
- 指定製品の対象は、代替冷媒候補に対応した製品の技術開発及び安全性評価等の状況を踏まえ、以下の7区分を指定。その他の製品についても指定要件が整い次第、随時指定を検討することとする。また、目標値・目標年度の見直しも随時行う。

指定製品の区分	現在使用されている 主な冷媒及びGWP	環境影響度 の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー (壁貫通型等を除く)	R410A(2090) R32(675)	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー (床置型等を除く)	R410A(2090)	750	2020
自動車用エアコンディショナー (乗用自動車(定員11人以上のものを除く)に搭載される ものに限る)	R134a(1430)	150	2023
コンデンシングユニット及び定置式冷凍 冷蔵ユニット(圧縮機の定格出力が1.5kW以下のもの 等を除く)	R404A(3920) R410A(2090) R407C(1770) CO2(1)	1500	2025
中央方式冷凍冷蔵機器(5万㎡以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る)	R404A(3920) アンモニア(一桁)	100	2019
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材 (現場発泡用のうち住宅建材用に限る)	HFC-245fa(1030) HFC-365mfc(795)	100	2020
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器 (不燃性を要する用途のものを除く)	HFC-134a(1430) HFC-152a(124) CO2(1)、DME(1)	10	2019